

EX-CLOUDおよびlivedoorレンタルサーバ ドメイン利用約款

第1条(約款の適用)

1. 「EX-CLOUDおよびlivedoorレンタルサーバ ドメイン利用約款」(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社データホテル(以下、「当社」といいます。)が提供するインターネットドメイン名登録サービス「EX-CLOUDおよびlivedoorレンタルサーバ ドメインサービス」(以下、「本サービス」といいます。)を利用する法人および個人と当社との関係を定めるものとします。
2. 本約款は、本サービスの利用に関して生じる全ての事項に適用されるものとします。
3. 当社が、登録者に対して発する第3条(約款の変更)所定の通知は本約款の一部を構成するものとします。
4. 本約款に規定しない事項については、当社が別途定める「EX-CLOUDおよびlivedoorレンタルサーバ利用約款」の規定に従うものとします。

第2条(定義)

- 「レジストリ」 トップレベルドメインに関しICANNと契約を締結することにより、各ドメインのゾーンファイル情報を持つデータベースを管理している機関を指します。
- 「レジストラ」 ドメイン名の登録・管理を行う当社およびその他の管理組織を指します。
- 「レジストリ契約」 ICANNとレジストリとの間で締結される、Registry Agreementを指します。
<http://www.icann.org/en/registries/agreements.htm>
- 「指定事業者」 株式会社日本レジストリサービス(以下、「JPRS」といいます。)が契約に基づき認定した「汎用JPドメイン名登録申請やDNS登録申請などの取り次ぎを行う事業者」を指すものとします。
- 「ドメイン名」 .com、.net、.org、.info等のトップレベルドメインに続く、第2・第3レベルドメインを指すものとします。
- 「登録情報」 登録の際に登録者より提供される全情報を指すものとします。
- 「登録者」 本サービスを利用する個人または法人を指し、当該ドメイン名を保有する権限を持つ者とします。
- 「担当者」 「登録情報」に管理担当者、経理担当者、技術担当者として記載される者を指すものとします。
- 「管理担当者」 「管理担当者」として提供される情報を指し、当該ドメイン名の管理を担当する者とします。
- 「利用料」 本サービスの対価としての新規登録料および更新料その他の費用を指すものとします。
- 「ICANN」 Internet Corporation for Assigned Names and Numbers(以下、「ICANN」といいます。)とは、インターネットのIPアドレスやドメイン名などの各種資源を

全世界的に調整・管理することを目的として、設立された民間の非営利法人を指します。

- 「ICANN契約」 ICANNレジストラ認定契約(Registrar Accreditation Agreement)であり、レジストラとしてドメイン名登録機能を遂行するにあたってICANNおよびレジストラが従うべきルールを定めたICANNとレジストラ間の契約文書を指します。
<http://www.icann.org/en/registrars/ra-agreement-21may09-en.htm>
- 「UDRP」 「統一ドメイン名紛争処理方針」[Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy(以下、「UDRP」といいます。)]とは、ICANNが採択したものであり、登録者によって登録されたドメイン名の登録および使用に起因する登録者と第三者の間の紛争処理に関する約款を定めたものです。このUDRPは、すべてのICANN認定レジストラが登録サービスを行う際に採用するよう義務づけられている方針とします。UDRPは、gTLDドメインと一部のccTLDドメインを対象にしています。ただし、.JPドメイン名は対象外となります。
<http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm> (原文)
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html>
(JPNIC参考文献)
- 「JP-DRP」 「JP Domain Name Dispute Resolution Policy(以下、JP-DRP)」の略で、JPドメイン名紛争処理方針のことを言います。UDRPを元に、JPドメインを対象として作成された規約を定めたものです。JP-DRPは、JPドメイン名のみを対象にしています。<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/jpdrp.html> (JPNIC参考文献)

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、登録者の了解を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイト上のいずれかに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条 (当社からの通知)

1. 当社は、当社のウェブサイト上での掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、随時必要な事項を通知するものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知を当社のウェブサイト上で行う場合はウェブサイト上に掲示した時点より、電子メールで行う場合は電子メールが到達した時点より効力を発するものとします。なお、当該「到達」とは、当社が送信した電子メールが、登録者がアクセス可能なサーバ内に着信したことをいいます。当該到達の定義は、本約款内に規定される全ての当社から登録者に対する電子メールによる通知の規定に適用されるものとします。

第5条(約款の遵守)

登録者は、本約款に同意の上、ご理解いただいた上で、本約款に基づき申請・登録されたものとして、本約款の規定に従うものとします。

第6条(運営)

当社は、ICANNの認定を受けたレジストラであり、トップレベルドメインのレジストリからライセンスを供与されています。本サービスはICANNおよび各レジストリの定める規則に基づき運営されるものです。

第7条(JPドメイン名登録サービスに関する特則)

1. 本サービスの一環として行うJPドメイン名登録サービスについては、当社は、JPドメイン名のレジストリであるJPRSとの契約により、JPドメイン名登録申請等の取次に関する業務を受託した正式な指定事業者であり、JPドメイン名登録サービスは、JPRSが定める規則に基づき運営されるものとします。
2. 本条でいうJPドメイン名とは、「汎用JPドメイン名」および「属性型ドメイン名」を指すものとします。
3. JPドメイン名登録サービスにおいて、「申請者」とはJPドメイン名の登録等を申請する者となります。
4. JPドメイン名登録サービスにおいて、申請者および登録者の資格を有する者は、以下に挙げる者となります。
 - (1) 汎用JPドメイン名
 - (a) 日本国内に住所を有する個人
 - (b) 日本国内に本店・主たる事務所・支店・支所・営業所、その他これに準じる常設の場所を有する法人その他の団体
 - (2) 属性型JPドメイン名
属性型JPドメイン名の取得に必要な資格は、取得する属性により異なるものとします。詳細は当社ウェブ上に記載されている内容をご確認ください。
5. 申請者および登録者は、本条に記載のない事項については、JPRSの定める規則に従うものとし、ドメイン名の紛争処理については、JP-DRPに従うものとします。
6. JPドメイン名登録サービスにおいて1人の登録者が登録可能なドメイン名の個数は以下のとおりとなります。
 - (1) 汎用JPドメイン名については、無制限
 - (2) 属性型JPについては1つの組織で1つのドメイン名が登録可能(ただし、ne.jpについては1サービスごとに1つのドメイン名を登録可能)

第8条(WHOIS情報代行サービスに関する特則)

1. 当社は、WHOIS情報代行サービスを利用する登録者のドメイン名に対して、WHOISの問い合わせが行われた場合、当社の情報が表示されるようにドメイン名の登録情報を変更します。
2. WHOIS情報代行サービスを利用する登録者は、以下の各号に同意するものとします。
 - (1) 設定可能なドメイン名の種類は当社が定めることができるものとします。
 - (2) WHOIS情報代行サービスは、登録者の個人情報がインターネットに流出しないことを保証するサービスではありません。
 - (3) ドメイン名の権利・義務等は登録者本人に帰属します。
 - (4) ICANN、ICANNに関連する組織からの指示により、WHOIS情報代行サービスを予告なく中止する場合があります。
 - (5) WHOIS情報代行登録者の管理するドメイン名によるスパム行為また第15条(登録抹消および使用制限)に抵触する行為が発見された場合、もしくは抵触する恐れがあると当社が判断した場合、当社は、直ちにWHOIS情報代行サービスの停止を行い、ドメイン名の登録者情報を第三者に開示する場合があります。

第9条(利用料)

1. 登録者は、本サービスの対価として、当社が別途定める利用料金表に従い、また当社が定める方法および期間に従い、利用料の全てを支払うものとします。
2. 当社は、登録者からの利用料等の支払が確認されない限り、登録手続、更新手続および維持にかかる業務を提供しません。
3. 当社は、登録者より当社に対し更新期日までに利用料が支払われない場合または支払われる見込みが無いと当社が判断する場合は、登録を抹消できるものとします。登録者は、登録抹消に関して当社を免責することに予め同意するものとします。
4. 第1項に従い、登録者より当社に支払われた利用料は、いかなる理由があっても返金しないものとします。
5. 当社は、利用料を予告なく変更することができ、利用料を変更した場合、本サービスのウェブサイトにて告知するものとします。登録者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料変更の効力には影響しないものとします。

第10条(ドメイン名紛争処理方針)

1. 登録者は、UDRPおよびJP-DRPに従い、本サービスによって登録されたドメイン名に関するあらゆる紛争を処理することに同意するものとします。
2. ドメイン名に関する紛争が第三者との間で発生した場合、登録者はUDRPおよびJP-DRPで定められた内容に従ってその全ての責任を負い、当社に損害が発生した場合には、その全ての損害に対し直ちに補償を行い、かつ当社が免責されることに同意するものとします。

第11条(法令等の優先適用)

本約款に適用されるレジストリ契約、並びにICANNその他のレジストリが今後随時採用するドメイン名に対する指針、方針、その他の取決めに関する規則類は、それらの規則類が強制力をもち、当社が本サービスを提供するにあたり、それらの規則類に従わざるを得ない限りにおいて、本約款より優先するものとします。

第12条(登録期間の固定および登録更新手続)

1. 本サービスの登録期間は、登録者が登録時に選択した期間とし、かかる期間内に更新がなされた場合のみ登録者の選択による期間毎に更新されるものとします。なお、いずれの期間も登録後の変更はできないものとします。
2. 登録者が登録の更新を希望する場合、当社の定めるところに従い、かかる期間内に所定の手続を行うものとし、更新手続がとられない場合、当社は登録の更新を行わないものとします。
3. 登録者は、かかる日時までに所定の登録更新手続が行われない場合、登録は自動的に廃止となります。この際、当社は、登録の廃止を防止する義務および登録を更新する義務を負わないものとします。
4. 登録者は、第1項に定める登録期間の中であっても、別途当社が定める書類を用いた手続を経ることで、登録の廃止を行うことができます。登録の廃止が行われた場合、登録期間は廃止手続の完了日をもって終了するものとします。

第13条(登録および変更)

登録者は、ドメイン名の登録および変更について、以下の各号に同意するものとします。

- (1) 登録したドメイン名の変更はできないこと。
- (2) パスワードなどの管理責任は、登録者および管理担当者の責任において行われること。
- (3) 管理画面上での登録情報の変更は、登録者および管理担当者の責任において行われること。
- (4) 登録者および管理担当者による登録情報変更の処理中に発生した事故および損害などについて当社が免責されること。
- (5) 登録者の登録情報が不正確または不十分であった場合、必要書類の提出不可など、登録者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できない場合には、これに基づき発生した損害に対しては当社に責任はないものとする。
- (6) 登録者変更に必要な提出書類の取得およびそれに関する費用を負担すること。
- (7) 当社からの連絡は、すべて本約款または当社のウェブサイトで指定する所定の方法によること。
- (8) 登録されている連絡先が有効でないために、当社からの連絡が到達しない場合、その不到達に起因して発生した損害については当社が責任を負わないものとする。
- (9) 登録者の変更を行う際、当社が定める所定の書類および方法に従うものとし、当社は

公的書類の提出などの要求をすることができるものとする。

第14条(登録情報の更新等)

1. 当社は、登録者に対して最新の登録情報およびその他の情報の提供を要求する場合があります、登録者はこれらの要求に対し、事実と反しない情報を、当社の定める方法により、速やかに提供するものとします。
2. 登録者が当社からの登録情報の問い合わせに対して相当期間を経過しても回答を行わない場合、当社は該当ドメイン名の使用停止や登録の抹消を任意に行うことができるものとします。
3. 登録者はICANN契約などに従い登録情報が公的に利用されることに同意し、かかる利用に関連して行われる要請に従うことに同意するものとします。
4. 当社が提供を求める登録情報に登録者本人以外の第三者の個人情報が含まれる場合、当社は登録者に対し、当該第三者に対して通知を行うよう求めることができるものとします。

第15条(登録抹消および使用制限)

当社は、登録情報およびドメイン名が本約款、法令やICANN契約などの諸契約などに違反していると合理的に判断した場合、該当ドメイン名に対し、登録申請の拒否、登録の取り消しや使用の制限などの措置を行うことができるものとします。また、その決定について詳細を開示することを拒否できるものとします。

第16条(代理人を通じた登録および使用権)

1. 登録者のドメイン名が他の代行業者などによって登録された場合も、登録者本人は、本約款などに定められた一切の条件に拘束されることに同意するものとします。
2. 登録者がドメイン名の使用を第三者に許諾した場合であっても、登録者はドメイン名の保有者としての責任を負うことに加え、当該第三者が本約款などが定める義務に違反した場合についても一切の責任を負うものとします。

第17条(禁止事項)

当社は、登録者の本サービスの利用において以下各号の行為を禁止します。

- (1) 登録情報に不正確な情報(第三者から承諾を受けていない情報を含む)を登録すること
- (2) 同一のIPアドレスから、一般的な利用において想定できない多数のドメイン名を申請すること
- (3) 取得したドメイン名を、スパムメールやフィッシングサイトなどで利用すること
- (4) 取得したドメイン名を、法律・条例や公序良俗に違反するWebサイトで利用すること
- (5) 当社及びその他第三者の知的財産権(特許権・商標権・著作権など)を侵害する行為
- (6) 他者のプライバシー・肖像権、その他の権利を侵害する行為
- (7) これらの禁止事項に類する行為、禁止事項に該当するおそれのある行為、禁止事項を試み

- る行為、ならびに禁止事項を助長・誘引する行為
(8) その他、当社が不相当と判断する行為

第18条(免責)

1. 当社は、登録者に対し、当社の故意・過失の有無を問わず、以下の事項を起因として登録者に発生した損失、損害、その他について責任を負わないものとし、登録者はこれに同意するものとします。
 - (1) ドメイン名の使用・登録の消失
 - (2) 本サービスの廃止・中断・遅延
 - (3) レジストリサービスの廃止・中断・遅延
 - (4) レジストリの管理するサーバーを含むシステムの不具合、あるいは誤作動
 - (5) 本サービスのシステムの不具合、あるいは誤作動
 - (6) 第三者による登録情報データベースへの侵入による登録情報消失・漏洩
2. 本約款に特に定めるほか、当社は、当社に故意または重大な過失のない限り、本サービスの利用に際して登録者がこうむった損害または損失に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. いかなる場合においても、当社の責任の範囲は、当該損害発生日から起算して、過去1年間以内に登録者がドメイン名の登録およびその維持のために当社に支払った合計金額を超えないものとします。

第19条(補償)

本サービスにおいて、登録者が当社、ICANNおよびレジストリに対して何らかの損害を発生させた場合、登録者はこれらの損害または損失に対して直ちに全額補償し、当社を免責することに同意するものとします。

第20条(表明および保証)

登録者は、本サービスの登録にあたり登録者から提供されるすべての情報が正確であること、また登録情報に含まれる第三者の個人情報の使用や本約款に基づいた開示などに対して、該当する第三者からの完全な同意を得ていることを表明かつ保証するものとします。当社は、本サービスに対して完全性、確実性など、いかなる保証も行わないものとします。

第21条(違反および取消)

1. 登録者が本約款およびUDRPおよびJP-UDRPを含む本サービスで定められた約款などに違反していることを当社が発見した場合、またはその疑いがあると判断した場合は、該当ドメイン名の利用停止または登録を取り消すことがあるものとします。
2. 登録者が、当社または当社のグループ会社等が提供するサービスの利用において、サービ

スで定められた約款などに違反し、または利用停止などの措置を受けた事がある場合は、当社は、該当ドメイン名の利用停止または登録を取り消すことができるものとします。

3. 登録者が、当社または当社のグループ会社等が提供するサービスの料金、費用、割増金または遅延損害金の支払を怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、該当ドメイン名の利用停止または登録を取り消すことができます。
4. 行政機関、裁判所などの公共機関から本サービスを通じて取得、あるいは取得申請を行ったドメイン名に対して登録情報の開示、使用停止、登録抹消を求める命令、判決その他の意思決定を受けた場合、該当ドメイン名の登録情報の開示、登録拒否、利用停止、登録抹消などの措置を行うことがあることに登録者は同意するものとします。

第22条（本サービス提供の中断）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中止することがあるものとします。その中止により生じた登録者の損害全てに対し、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- (1) 本サービス用設備の保守または工事のため、やむを得ない場合
- (2) 本サービス用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
- (3) 第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合
- (4) その他、運用上または技術上、当社が本サービスの一時的中断が必要と判断した場合

第23条（本サービスの終了）

1. 当社は、登録者に通知の上、登録者に対する本サービスおよび本サービスの一部を終了することができるものとします。2. 前項の通知は、当社のウェブサイト上での掲示または掲示板管理者への電子メールの送付によるものとし、その通知の効力は第4条（当社からの通知）の定めによるものとします。
3. 当社は第1項の方法による登録者に対する通知の後、本サービスを終了した場合には、登録者に対して、本サービスの終了に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償、または、補償を免れるものとします。

第24条（譲渡禁止等）

登録者は、登録者としての地位および本約款上の権利・義務を譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第25条（分離可能性）

本約款の一以上の条項が、裁判所等の決定により、無効あるいは履行不能であると宣言された場合であっても、その他のいかなる条項および関連する規定類の有効性ないし履行可能性は何

らの影響も受けないものとします。無効あるいは履行不能と宣言された条項は、法令に従い当社および登録者の当初の意図を反映した条文に変更されるものとします。

第26条（準拠法）

本約款は、日本法に従い、解釈・適用されるものとします。

第27条（管轄裁判所）

本約款に関する紛争は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2008年4月1日 制定・施行

2008年4月22日 改定

2009年10月2日 改定

2011年4月26日 改定

2012年1月1日 改定